

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第6 認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、読みあげます。

認定第6号 決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度開成町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成28年9月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、決算書の263ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算総額。

歳入。歳入予算現額1億7,394万2,000円、歳入決算額1億6,138万4,183円。歳出。歳出予算現額1億7,394万2,000円、歳出決算額1億5,855万2,472円。歳入歳出差引額283万1,711円、うち基金繰入額0円。

平成28年9月6日提出、神奈川県足柄上郡開成町長、府川裕一。

それでは、次のページを御覧いただきまして、歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料から5款の諸収入まで、合計で予算現額1億7,394万2,000円、調定額1億6,268万5,623円、収入済額1億6,138万4,183円、不納欠損額0円、収入未済額130万1,440円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,255万7,817円。

次のページをお開きいただいて、歳出でございます。1款総務費から4款予備費まで、合計で予算現額1億7,394万2,000円、支出済額1億5,855万2,472円、翌年度繰越額0円、不用額1,538万9,528円、予算現額と支出済額との比較1,538万9,528円。一番下、歳入歳出差引残額283万1,711円でございます。

それでは、御説明に入りますが、附属資料の353ページ、353ページの後期高齢者医療事業特別会計歳入御覧ください。

まず、歳入でございますが、平成27年度の歳入合計は1億6,138万4,000円でございます。26年度は1億5,447万1,000円でございますので、プラス691万3,000円、4.5%の伸び率でございます。また、歳出合計は、27年度1億5,855万2,000円です。26年度が1億5,175万3,000円でございますので、プラス679万9,000円、4.5%の伸び率となっております。

歳入の保険料ですが、後期高齢者医療保険料は2年に1回、改定をしております。保険料率は26年度と27年度の2年間に適用されておりました、28年度は改定を

されております。27年度は前年度より447万2,000円増となりました。伸び率は3.4%でございます。一方、歳出では、総務費が12万4,000円、5.4%の減、次の後期高齢者医療広域連合、こちらへの納付金につきましては690万2,000円の増、4.6%の伸びとなっております。

一番下に被保険者の推移の表がございます。これを御覧いただきますと、23年度以降、25年度を除きますと、伸び率が大体5%から6%でございましたけれども、27年度は前年度比7.55%の伸びとなっております。後期高齢者の被保険者数が増加している現状でございます。

それでは、説明資料に移りまして、88ページ、89ページを御覧ください。88ページでございます。

まず、歳入でございますが、後期高齢者医療保険料、現年度分特別徴収保険料でございます。収納総件数は7,609件、収納率は100%となっております。続いて、現年度分普通徴収保険料は普通徴収により納付した保険料でございます。件数は3,536件、収納率98.7%でございます。現年度分の特別徴収と普通徴収を合わせた形での収納率は99.6%でございました。前年度、26年度は99.5%でございましたので、0.1%増加いたしました。

続いて、過年度分の普通徴収保険料でございます。収納総件数は80件13人分、収納率は31.1%でございます。現年度分と過年度分を合計いたしました収納率は99.1%、前年度、26年度は99.2%でございますので、0.1%の減となっております。

一つとびまして、繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金でございます。こちらは、低所得者に係る保険料の軽減分、また元被用者保険の被扶養者だった者に係る保険料の軽減分、この二つを県の負担分の4分の3と合わせまして一般会計から繰り入れているものでございます。

次のその他一般会計繰入金でございますが、保険料の徴収等に係る事務費等を一般会計から繰り入れているものでございます。

以下、繰越金等は省略をさせていただきます。次、90ページ、91ページを御覧ください。

歳出でございます。まず、総務費の一般管理費は、保険料徴収に係る通知の印刷作成や発送を行う事務費、あるいはレセプトの点検員の賃金を支出いたしております。

次の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合へ町が徴収した保険料相当額と軽減分相当額を納付するものでございます。前年度比で4.6%の伸びとなっております。

次の諸支出金、過年度保険料還付金でございますが、こちらは、お亡くなりになった方の過年度の保険料の歳出還付を行ったものでございます。

決算書に戻っていただいて、276ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。276ページ、実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億6,138万4,000円、2、歳出総額1億5,855万2,

000円、3、歳入歳出差引額283万2,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源は0でございます。5、実質収支額は283万2,000円となります。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0でございます。

御説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

これで、認定第6号 決算認定について（後期高齢者医療事業特別会計）の詳細説明を終了いたします。